

参考配布

平成 26 年 8 月 25 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令について

標記について、東京労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、東京労働局が配布した資料です。



担	東京労働局需給調整事業部
	需給調整事業第二課長 三須 一郎 需給調整事業第二課長補佐 本橋 浩司 主任需給調整指導官 佐藤 千恵子
当	電話 03-3452-1474
	FAX 03-3452-5361

労働者派遣事業停止処分に違反した事業主をさらに2カ月間の事業停止処分

東京労働局(局長:西岸 正人)は、厚生労働大臣の許可を受けずに一般労働者派遣事業を行っていたとして、労働者派遣法(※)に基づく労働者派遣事業停止命令を受けた特定労働者派遣事業主が、停止命令期間中に新たな労働者派遣契約を締結し、労働者派遣事業を行っていたため、再度、労働者派遣事業停止命令を行った。

記

第1 処分を受けた事業主

名 称 株式会社ダブリュファイブ (代表取締役 伊東 桂子)
 所 在 地 東京都渋谷区東1丁目27-1
 届出に関する事項 届出受理番号 特13-316449
 届出受理年月日 平成24年8月31日

第2 処分の内容

労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令
 平成26年8月26日から同年10月25日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第3 処分の理由

株式会社ダブリュファイブは、平成26年3月26日、東京労働局長より、同年3月27日から同年4月26日までの間、労働者派遣事業の停止を命令され、新たな労働者派遣契約の締結など労働者派遣事業を行えないにもかかわらず、同年4月23日、地方自治体と「平成26年度市立小・中学校における外国人英語指導助手派遣事業契約」を締結したことから、労働者派遣事業停止命令に違反したものである。

* 労働者派遣法の関係条文は、別添をご参照ください。

〔別 添〕

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（抄）

第2条（用語の定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。

五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

第5条（一般労働者派遣事業の許可）

一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第16条（特定労働者派遣事業の届出）

特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第3号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

第21条（事業廃止命令等）

2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第56条（権限の委任）

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○同法施行規則（抄）

第55条（権限の委任）

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

二 法第21条第2項の規定による命令